

# 島田市要配慮者避難支援計画

島 田 市

平成23年11月策定

平成28年6月改訂

## 目 次

### 第1章 基本的な考え方

1	本計画の策定目的	1
2	位置づけ	1
3	構成	1
4	避難支援体制の整備方針	1
(1)	要配慮者と避難行動要支援者の範囲	1
(2)	要配慮者支援におけるポイント	2
(3)	要支援者に対する避難支援体制	2
(4)	対象災害・地域	3
5	推進体制	3
6	関係機関等の役割	4
(1)	市の役割	4
(2)	自主防災組織の役割	4
(3)	民生委員・児童委員の役割	4
(4)	社会福祉協議会の役割	5
(5)	社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	5
(6)	静岡市島田消防署の役割	5
(7)	消防団の役割	5
(8)	中部健康福祉センターの役割	5
(9)	中部危機管理局の役割	5

### 第2章 要支援者情報の把握・共有

1	要支援者名簿の作成	6
(1)	要支援者名簿の活用目的	6
(2)	情報収集方法	6
(3)	収集、記載する内容	7
2	要支援者名簿（全対象者）、要支援者名簿（開示同意者）の適正管理	7
(1)	要支援者名簿（全対象者）の適正管理	7
(2)	要支援者名簿（開示同意者）の適正管理	7
(3)	要支援者名簿の更新	7

### 第3章 要支援者の個別計画の作成

1	要支援者の把握	8
2	個別計画の作成	8
(1)	個別計画の作成方法	8
(2)	個別計画の内容	8
3	個別計画の共有、管理	9
(1)	個別計画の共有の範囲	9

(2) 個別計画の適正管理 -----	9
(3) 個別計画の確認 -----	9

#### 第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制 -----	11
(1) 市における避難支援体制 -----	11
(2) 地域における避難支援体制の整備 -----	11
(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備 -----	11
(4) ボランティア等との連携 -----	12
2 情報伝達体制の整備 -----	12
(1) 要配慮者への情報伝達 -----	12
(2) 避難支援者への情報伝達 -----	12
(3) 避難支援関係機関への情報伝達 -----	12
3 要配慮者の避難支援方法等の普及 -----	14
4 避難支援訓練の実施 -----	14
5 安否確認情報の収集体制 -----	14
(1) 要配慮者の安否情報の収集 -----	14
(2) 避難支援者からの報告 -----	14
(3) 社会福祉施設等からの情報収集 -----	14

#### 第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要配慮者支援体制 -----	14
(1) 支援体制の確認 -----	14
(2) 優先的支援の実施 -----	14
(3) 福祉避難所等への移送 -----	15
2 福祉避難所 -----	15
(1) 福祉避難所の指定 -----	15
(2) 福祉避難所の確保 -----	15
(3) 設置・運営等 -----	15

#### 様式

様式第1号 島田市避難行動要支援者名簿（全対象者） -----	16
様式第2号 島田市避難行動要支援者名簿（開示同意者）登録者一覧表 -----	17
様式第3号 島田市避難行動要支援者名簿（開示同意者） -----	18
様式第4号 島田市避難行動要支援者避難支援計画（個別計画） -----	19

# 第1章 基本的な考え方

## 1 本計画の策定目的

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右するといっても過言ではない。

市は、災害発生時における<sup>\*</sup>要配慮者への避難支援が迅速かつ的確に実施できるよう、平常時から要配慮者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援対策の推進に資するため、要配慮者避難支援計画（以下「避難支援計画」という。）を策定する。

※改正災害対策基本法（平成25年6月21日公布）や「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（いずれも平成25年8月）において「要配慮者」の用語が使用されているため、本計画では「要配慮者」の用語を使用する。なお、本市の上位計画及び関連計画において「災害時要援護者」の用語を引き続き使用することを妨げるものではない。

## 2 位置づけ

避難支援計画は、市地域防災計画の要配慮者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。

## 3 構成

避難支援計画は、要配慮者の避難支援に関する「全体的な考え方」と「要配慮者一人ひとりに対する避難支援計画」（以下「個別計画」という。）で構成する。

個別計画については、対象となる要配慮者の個別の状況を把握した上で作成することとなるため、本計画では第3章2(2)に様式を定めるものとする。

## 4 避難支援体制の整備方針

### (1) 要配慮者と避難行動要支援者の範囲

要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。

避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

避難支援体制の整備は、自力避難ができないために他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ家族等による必要な支援が受けられない者について重点的・優先的に進める。

## 〈要配慮者〉

### 〈避難行動要支援者〉

対象者の要件は次のとおりとする。

- ア 重度要介護者（要介護3～5の認定者のうち居宅介護者）
- イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている在宅の者
- ウ 療育手帳Aの交付を受けている在宅の者
- エ 特定疾患治療研究事業費助成認定を受けた在宅の者のうち総合支援法に基づく障害福祉サービス利用者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた在宅の者
- カ 要支援1・2又は要介護1・2の認定者のうち介護保険の居宅でのサービス利用者
- キ 上記ア～カ以外に登録を申し出た者

## (2) 要配慮者支援におけるポイント

要配慮者は、災害発生時に自ら避難行動をとることや避難所での生活が困難となる場合が多いが、必要な支援を受けることができれば、適切な行動や対応を自らとることができる。

要配慮者及び避難支援関係者が適切に自助・共助が実行できるよう、※避難情報を迅速かつ確実に伝達できる仕組みを確立する。また、地域では常に要配慮者の把握とともに要配慮者との信頼関係の構築に努める。

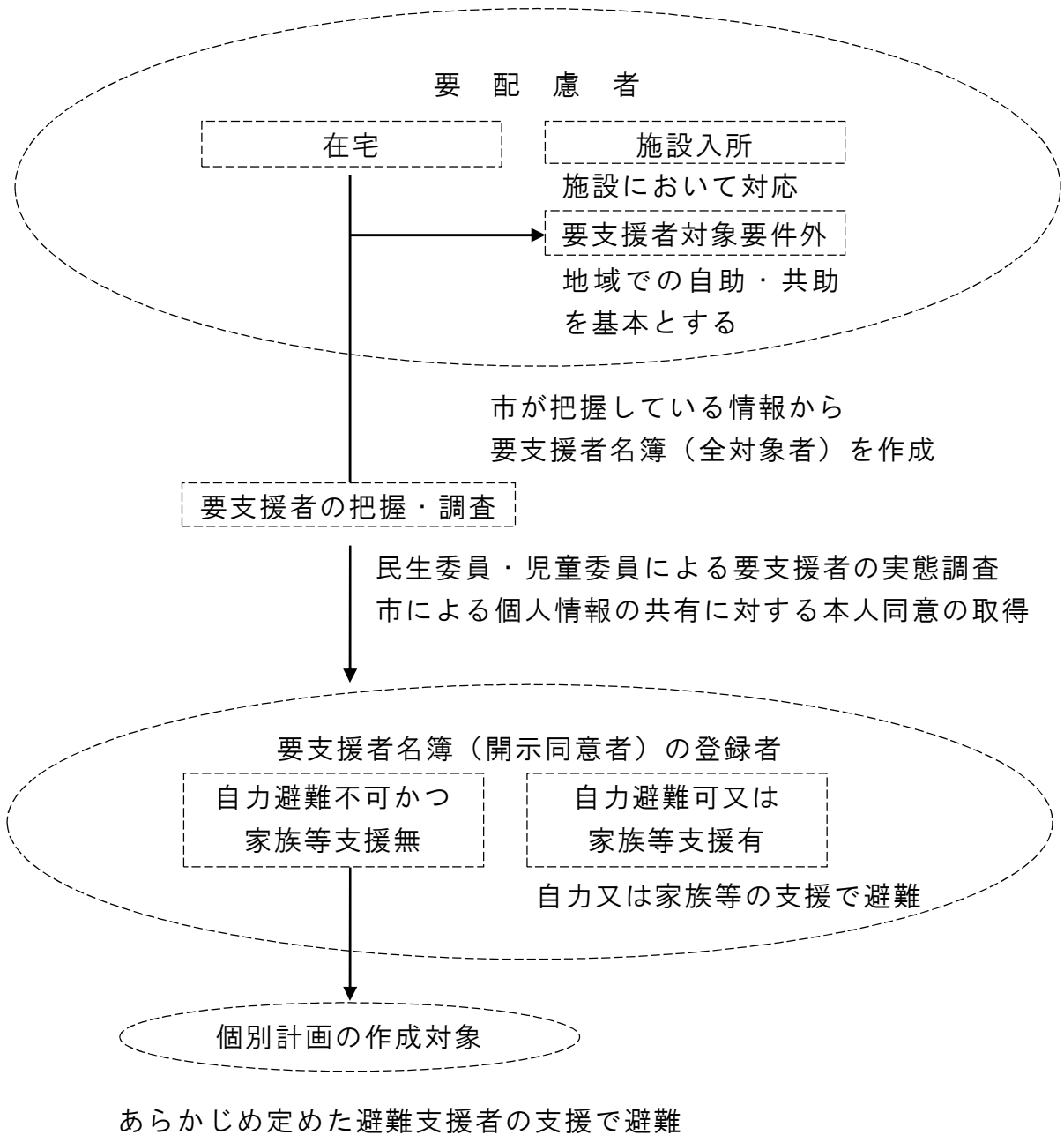
※避難情報とは、避難準備情報、避難勧告、避難指示をいう。

## (3) 要支援者に対する避難支援体制

市は、要支援者について把握している情報により、避難行動要支援者名簿（全対象者）（以下「要支援者名簿（全対象者）」という。）を作成し、対象者本人（後見人）に避難支援の要否の状況、登録すべき個人情報を確認の上、避難行動要支援者名簿（開示同意者）（以下「要支援者名簿（開示同意者）」という。）に登録する。また、要支援者名簿（開示同意者）に登録された情報は、平常時から関係機関等と共有する。

なお、市は現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（避難情報の発表や発令等）において、要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく要支援者名簿（全対象者）に登録されている情報で避難支援等の実施に必要な最低限の情報（第2章(3)イの項目）を自治会長又は自主防災組織等に提供する。

## 避難支援計画（個別計画）の対象者



### (4) 対象災害・地域

避難支援計画は、国民保護に関する事態、風水害、地震、原子力災害等すべての災害を対象とし、対象地域は市全域とする。

## 5 推進体制

市は、要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、要支援者の避難支援対策を推進する。

平常時は、要支援者情報の共有、避難支援計画の策定、要支援者参加型の防災訓練の指導等を実施し、災害時は、避難情報の伝達、避難誘導・指示、安否確認、避難状況の把握、避難所との連携・情報共有、避難所に対応できない場合の福祉避難所入所手配等を実施する。

## 6 関係機関等の役割

### (1) 市の役割

#### <平常時>

- (ア) 民生委員・児童委員へ要支援者名簿（全対象者）の情報の提供及び共有
- (イ) 高齢者や障害のある人等の各種情報に基づき、要支援者名簿（全対象者）、要支援者名簿（開示同意者）の作成、補助（加除作業を含む。）
- (ウ) 民生委員・児童委員及び自主防災組織等との要支援者名簿（開示同意者）情報の共有
- (エ) 個別計画作成のための民生委員・児童委員への協力依頼
- (オ) 福祉避難所の指定、協定の締結、運営体制の確保
- (カ) 避難情報の伝達体制の整備
- (キ) 個別計画作成のための自主防災組織への働きかけ
- (ク) 自主防災組織への避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施の呼びかけ

#### <災害時>

- (ア) 災害対策本部救助班の組織活動
- (イ) 避難・安否確認の状況把握
- (ウ) 福祉避難所の開設、運営
- (エ) 避難所と連携した要支援者支援
- (オ) 避難情報の発表及び伝達
- (カ) 避難所の開設、運営支援

### (2) 自主防災組織の役割

#### <平常時>

- (ア) 要支援者名簿（開示同意者）の情報共有、活用
- (イ) 要支援者の個別計画の作成、修正
- (ウ) 要配慮者参加型の防災訓練の実施

#### <災害時>

- (ア) 要支援者及び避難支援者への避難情報の伝達
- (イ) 要支援者への避難支援と安否確認への協力

### (3) 民生委員・児童委員の役割

#### <平常時>

- (ア) 要支援者名簿（全対象者）の情報共有
- (イ) 要支援者の把握調査への協力
- (ウ) 個別計画の作成、変更、修正に関する自主防災組織への協力

#### <災害時>

自主防災組織の要請による、要支援者及び避難支援者への避難情報の伝達及び安否確認への協力



(4) 社会福祉協議会の役割

<平常時>

地域福祉の推進

<災害時>

災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入、派遣調整

(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

<平常時>

避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力

<災害時>

要配慮者の受入及び受入状況等の情報提供

(6) 静岡市島田消防署の役割

<災害時>

要配慮者の救援、救助及び安否確認等の情報提供

(7) 消防団の役割

<平常時>

要配慮者参加型の防災訓練への協力

<災害時>

要配慮者の救援、救助及び安否確認等の情報提供

(8) 中部健康福祉センターの役割

<平常時>

(ア) 市への指定難病患者台帳の提供

(イ) 個別計画作成への助言、情報提供

<災害時>

(ア) 指定難病患者の安否確認への協力

(イ) 避難支援対策に関する連絡調整

(ウ) 避難所と連携した要配慮者支援

(エ) 避難生活が長期に及ぶ場合の福祉避難所の確保

(9) 中部危機管理局の役割

<平常時>

避難支援方法及び避難支援訓練に関する助言

<災害時>

避難支援対策状況の確認、協力

## 第2章 要支援者情報の把握・共有

### 1 要支援者名簿の作成

市は、要支援者名簿（全対象者）（様式第1号）を作成する。また、平常時から  
の情報提供に同意した要支援者の情報に基づき、避難行動要支援者名簿（開示同  
意者）登録者一覧表（様式第2号）及び要支援者名簿（開示同意者）（様式第3号）  
を作成する。

#### (1) 要支援者名簿の活用目的

##### ア 要支援者名簿（全対象者）

＜災害時＞

地域の要支援者の避難支援及び安否確認

##### イ 要支援者名簿（開示同意者）

＜平常時＞

(ア) 関係者等への情報提供に同意のあった在宅の要支援者の状況把握

(イ) 要支援者の個別計画の作成促進

＜災害時＞

地域の要支援者の避難支援及び安否確認

#### (2) 情報収集方法

市は、個人情報保護条例第9条第1項に規定する個人情報の利用及び提供の制  
限の※例外規定に基づき、審査会の承認を得るなど適切な手続きを経て、市で把  
握している次の台帳等に登載されている情報を要支援者名簿（全対象者）作成の  
ために利用する。

※「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつ止むを得ないと認められると  
き」及び「審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上必要があると認めたとき」

##### ア 要支援・要介護認定台帳

##### イ 身体障害者手帳交付台帳

##### ウ 療育手帳交付台帳

##### エ 精神障害者保険福祉手帳

##### オ 住民基本台帳

また、同条例第7条第3項に規定する個人情報の取得の制限の例外規定に基づ  
き、審査会の承認を得るなど適切な手続きを経て、次の情報を県中部健康福祉セ  
ンターから取得する。

##### カ 指定難病患者台帳

### (3) 収集、記載する内容

#### ア 要支援者名簿（開示同意者）

- (ア) 氏名
- (イ) 性別
- (ウ) 住所
- (エ) 生年月日
- (オ) 電話番号
- (カ) 緊急時の家族の連絡先
- (キ) 住宅建築時期（耐震性能関係）
- (ク) 所属自主防災組織名・隣組
- (ケ) 地区集合場所
- (コ) 要支援者の区分（対象要件）
- (サ) 自力避難の可否（避難支援者の有無）
- (シ) 家族数
- (ス) 特記事項（健康状態）

#### イ 要支援者名簿（全対象者）

- (ア) 氏名
- (イ) 性別
- (ウ) 住所
- (エ) 電話番号

## 2 要支援者名簿（全対象者）、要支援者名簿（開示同意者）の適正管理

### (1) 要支援者名簿（全対象者）の適正管理

要支援者名簿（全対象者）の原本は市で保管し、写しを要支援者の把握、調査のために民生委員・児童委員が情報共有する。また、災害時等に自治会長又は自主防災組織等に開示する名簿は、第一次指定避難所に設置した避難所用防災倉庫内のカギ付きケース内で保管する。

なお、情報を共有するものは、守秘義務の遵守に努めるとともに、外部流出や目的外使用されないよう情報の適正管理を徹底する。

### (2) 要支援者名簿（開示同意者）の適正管理

要支援者名簿（開示同意者）の原本は市で保管し、写しは自主防災組織及び民生委員・児童委員が情報共有する。

要支援者名簿（開示同意者）は、個人情報保護条例の利用の制限の例外規定に基づくものであり、第2章1(1)の目的にのみ活用する。なお、情報を共有するものは、守秘義務の遵守に努めるとともに、外部流出や目的外使用されないよう情報の適正管理を徹底する。

### (3) 要支援者名簿の更新

市は、毎年、要支援者名簿（全対象者）の加除、修正の作業を行い、更新する。不要となった要支援者名簿（開示同意者）は回収し適正な処分を行う。

## 第3章 要支援者の個別計画の作成

### 1 要支援者の把握

自主防災組織は、要支援者名簿（開示同意者）に登録された要支援者について、個人情報保護に配慮しつつ、民生委員・児童委員の協力を得て状況把握を行う。

### 2 個別計画の作成

#### (1) 個別計画の作成方法

自主防災組織は、民生委員・児童委員の協力を得て、自力避難不可かつ家族等支援無と特定した要支援者について重点的・優先的に個別計画を作成する。

#### (2) 個別計画の内容

個別計画の作成にあたっては、要支援者本人が参加して、避難支援者、避難場所、避難経路等について確認し、次の事項について（様式第4号）に記載するものとする。

##### ア 居住状況

住居の建築時期、構造、耐震診断、家具の固定等の状況を記載するとともに、普段の居場所、寝室の位置等の見取図を記載するよう努める。

##### イ 避難支援者

避難支援者は、本人の意思を考慮しつつ、隣組等のできるだけ身近な者から複数選定し、長期にわたり支援者を引き受けられる人を選定するよう努める。

隣組等で避難支援者を選定することが困難な場合は、様々な機関や団体等と連携を図り、身近な者から順に避難支援者を選定するとともに選定された避難支援者は、要支援者との信頼関係の構築に努める。

##### ウ 情報伝達の流れ

誰からどのような手段で情報が伝えられるかなど、情報伝達経路及び伝達手段を記載する。

##### エ 情報伝達での留意事項

「聴覚障害があるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合等の留意事項を記載する。

##### オ 避難時に携行する医薬品等

継続的に服薬している必要な医薬品等の名称や分量、服用方法等の情報を

記載する。

カ 避難誘導時の留意事項

自力歩行が困難で車椅子が必要であるなどの要支援者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を記載する。

キ 避難先での留意事項

聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため移動支援や手段が必要など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を記載する。

ク 避難場所・避難経路

避難場所は、自主防災組織が指定した避難地(所)又は市で指定した避難地(所)等とする。略図又は地図の添付により避難場所までの避難経路等を示すとともに避難経路における注意事項等を記載する。

3 個別計画の共有、管理

(1) 個別計画の共有の範囲

個別計画の原本は、自主防災組織が保管し、写しを市、要支援者本人、避難支援者、民生委員・児童委員が情報共有する。

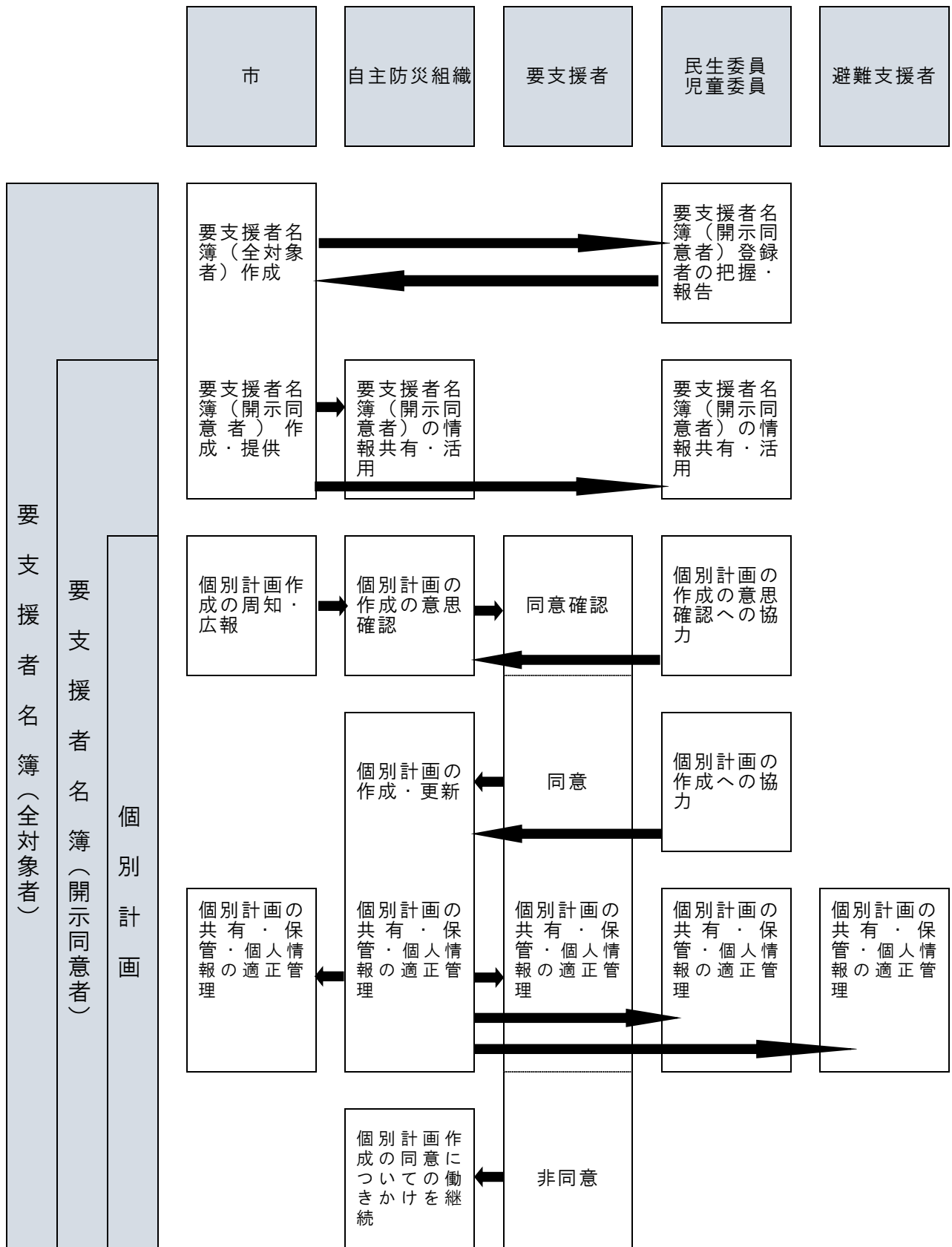
(2) 個別計画の適正管理

個別計画を保管するものは、避難支援の目的以外に個別計画を活用してはならない。また、個別計画を保管するものは、要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう、保管には十分注意する。

(3) 個別計画の確認

自主防災組織は、民生委員・児童委員及び避難支援者の協力を得て、少なくとも毎年一度個別計画の内容について本人に確認するよう努め、内容に変更がある場合は、保管する個別計画を修正するとともに、市等と情報共有する。

要支援者名簿（全対象者）・要支援者名簿（開示同意者）・個別計画の作成フロー



要支援者名簿（全対象者）・要支援者名簿（開示同意者）・個別計画の情報共有範囲

区分	島田市	自主防災組織	民生委員・ 児童委員	避難支援者	要配慮者避難 支援関係機関
要支援者名簿（全対象者）	◎	△	○	△	△
要支援者名簿（開示同意者）	◎	○	○	△	△
個別計画	○	◎	○	○	△

◎作成主体、原本保管者

○平常時における情報共有者、写し保管者

△現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（避難情報の発表や発令等）において、要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときの情報共有者。

## 第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

市は、要配慮者の避難支援のため災害時の業務実施体制及び職員配置等、市の体制の整備、広報や訓練など次の事項について実施するよう努める。

### 1 避難支援の実施体制

#### (1) 市における避難支援体制

市は、災害時には防災情報等に基づき、早い段階で要配慮者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難情報が発表される等避難が必要な段階においては、要支援者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備える。

#### (2) 地域における避難支援体制の整備

避難支援者は、災害時には個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは自主防災組織へ支援要請する。

また、自主防災組織においても支援が実施できないときは、災害対策本部へ支援要請する。

市、消防団、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

#### (3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市などから提供される防災情報等に基づき事前に要配慮者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難情報の発表の

際の迅速・確実な避難支援を行うよう努める。

(4) ボランティア等との連携

市及び自主防災組織は、社会福祉協議会等と協力して避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に被災現場での支援活動経験のあるボランティア等との連携に配慮する。

2 情報伝達体制の整備

(1) 要配慮者への情報伝達

市は、同報無線のほか、同報無線の戸別受信機、ファクシミリ、携帯電話メール、放送事業者や広報車などのあらゆる手段を確保し、要配慮者へ避難情報等の防災情報を提供する。

特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用も検討する。

また、発表された避難情報が要配慮者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

(2) 避難支援者への情報伝達

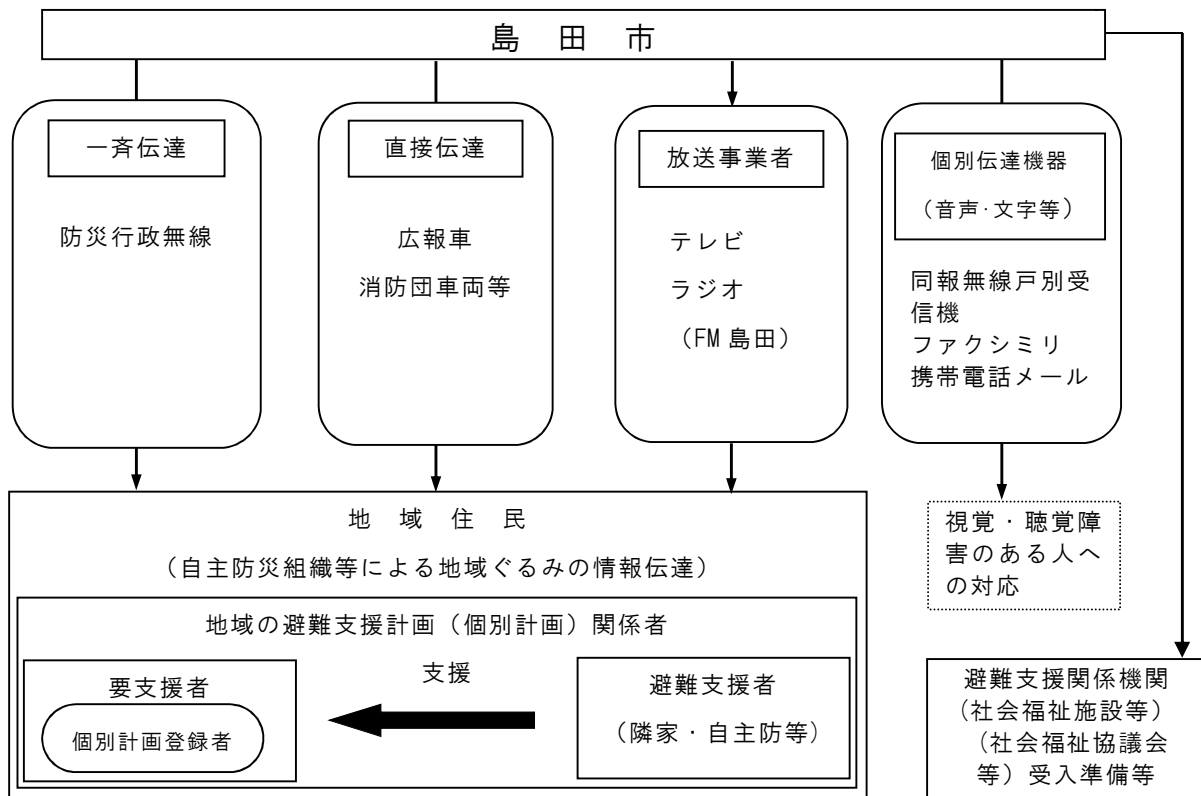
市は、前述の情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制などを使って、避難支援者へ防災情報等を伝達する。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

市は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が、要配慮者支援体制を速やかに整えられるよう、防災情報等を積極的に提供する。

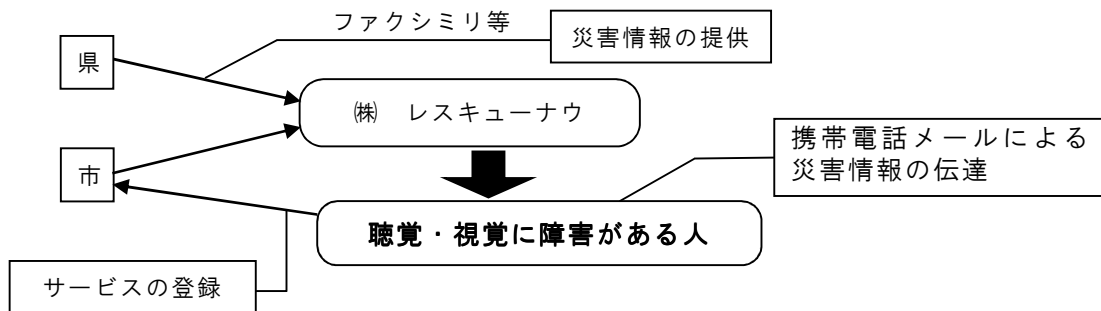


## 要配慮者避難支援の情報伝達イメージ



## 視覚・聴覚障害のある人に対する情報伝達方法

障害のある人の種類	受信者の状況	情報伝達手段
聴覚障害のある人及び中途失聴・難聴者	在宅	TV文字放送等
		F・Net (ファクシミリ)
	屋外活動	携帯電話利用者
携帯電話非利用者		見えるラジオ等
視覚障害のある人	在宅及び屋外	同報無線 (屋外・戸別) ラジオ等
		携帯電話メール音声サービス



### 3 要配慮者の避難支援方法等の普及

市は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、地域住民、自主防災組織等に対し要配慮者情報の収集・共有や避難支援プランの必要性、管理方法、要配慮者の状況に適した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

### 4 避難支援訓練の実施

市は、要配慮者の避難支援に関係する機関と協力、連携し、防災訓練等において要配慮者の避難支援訓練を実施する。

### 5 安否確認情報の収集体制

#### (1) 要配慮者の安否情報の収集

自主防災組織は、地域内の要配慮者の安否情報を収集し、指定された避難所運営本部に報告する。

#### (2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、要配慮者を避難先へ移送した場合や要配慮者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、自主防災組織又は避難所運営本部に報告する。

#### (3) 社会福祉施設等からの情報収集

社会福祉施設等は、入所・通所者等施設利用者の安否確認情報を災害対策本部に報告する。

## 第5章 避難所等における支援体制

### 1 避難所等における要配慮者支援体制

避難所運営本部は自主防災組織、福祉関係者の協力により、避難所運営組織内に要配慮者支援班を設置し、避難所において必要となる要配慮者支援に関する相談や要配慮者のニーズ等に対し、連携して支援を行う。

#### (1) 支援体制の確認

市及び避難所運営本部は、施設管理者、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要配慮者に適した利用方法等について確認し、改善に努める。

#### (2) 優先的支援の実施

避難所運営本部は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じて、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応する。

### (3) 福祉避難所等への移送

避難所運営本部は、福祉避難所、社会福祉施設等への入所、医療機関等での治療が必要と判断された要配慮者を自主防災組織や関係機関等へ協力を要請し移送する。

## 2 福祉避難所

### (1) 福祉避難所の指定

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適している社会福祉施設等とあらかじめ協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

### (2) 福祉避難所の確保

市は、要支援者名簿（全対象者）、個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

### (3) 設置・運営等

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認など福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

また、今後別に定める「福祉避難所運営マニュアル」により、福祉避難所の設置・運営を行うよう努める。